

八雲地域の 事業系一般廃棄物 処理手数料の納付申告を してください

事業系一般廃棄物の収集運搬で、八雲町のごみ収集運搬を利用して事業所については、町条例に基づいた処理手数料を毎年1回納付していただいています。

【申告等が必要な場合】

次に該当する事業所は、窓口で申請を行ってください。
・町のごみ収集運搬を利用していない事業所は納付申告を行ってください。

・事業所の移転や閉鎖などがあつた事業所は必ず申請をしてください。

【納付申告の対象事業所】

事業系一般廃棄物の収集運搬について、町のごみ収集運搬を利用して事業所

【申告・更正に必要な書類】

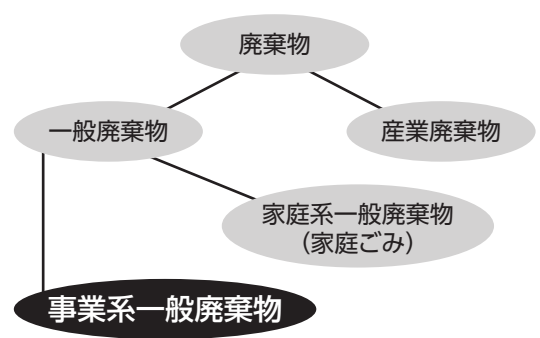
下記の表のとおり、各書類を環境衛生係の窓口へ提出してください。必要書類は環境衛生係窓口にあります。

申告・更正等必要な書類一覧

対象事業所	必要な書類の提出
①町のごみ収集運搬を利用して、未申告の事業所	納付申告書と調査表を提出
②移転などにより人員、場所等に変更がある事業所	更正申請書と調査表を提出
③閉鎖などで手数料を支払う必要が無くなった事業所	消滅申請書を提出

【事業系一般廃棄物とは】

事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って生じた産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。事業所から発生する事業系一般廃棄物は、各事業所で生活環境保全上支障が生じないように自らの責任において適正に処理することになります。八雲町では家庭ごみの収集・処理に支障にならない範囲で事業系一般廃棄物の収集・処理も行っています。



廃棄物の分類フローチャート

【問い合わせ先】
環境水道課環境衛生係
TEL 0137-22020
FAX 0137-22020

春の火災予防運動の実施

『消しましょう その火その時 その場所で』を統一標語に、全道春の火災予防運動を実施します。

【予防運動期間】 4月20日(木)～30日(日)

【防災無線による広報】

- ・八雲地域：運動期間中、正午のチャイム(花の首飾り)終了後、広報文を放送します。
- ・熊石地域：4月20日、25日、30日の午後6時35分に広報を行います。

※火の元に十分ご注意ください。また家庭から出る一般ゴミ、落ち葉、木の枝など分別に従い排出してください。

※町内会、地域で防火懇談会や消火訓練を希望される場合は、下記までご連絡ください。

【問い合わせ先】

- ・八雲消防署予防第1・2係
☎0137-63-2686
- ・熊石消防署予防係
☎01398-2-3393

空気が乾燥し火災が発生しやすくなっています

《林野火災予防強調期間》

山の豊かな緑は貴重な財産
火災から守りましょう!!

4月21日(金)～5月31日(水)までは『林野火災予防強調期間』です。この時期は、空気が乾燥し、火災の起こりやすい状況です。森林は一旦火災で失われると回復するまでに多大なコストと年月を要します。

山火事のほとんどは人間の不注意により起きており山菜採りや釣りなどで山に入る時は、火の取り扱いに十分注意をし、特にたばこの投げ捨ては絶対にやめましょう。

みんなで豊かな森の緑を山火事から守りましょう。

【問い合わせ先】

農林課林業係 ☎0137-62-2203